

第5回 移住者と創る多文化共生社会

パナソニック提供龍谷講座 in 大阪
～今、あなたに知ってほしい世界の現実～
2010年度 社会貢献・国際協力入門講座

日時 6月23日(水)午後7時～8時30分

会場 龍谷大学大阪梅田キャンパス研修室

講師 藤本 伸樹 財団法人アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)

(URL: <http://www.hurights.or.jp/>)

今回の講座の講師を務めていただいたのは、ヒューライツ大阪で研究員として働く藤本伸樹さんです。ヒューライツ大阪は、アジア・太平洋地域の人権情報を日本語や英語で世界に発信し、また、学習会も数多く開催しています。



「インドネシア・フィリピンからの看護師・介護福祉士受け入れ」が主なテーマでした。藤本講師は「経済連携協定(EPA)に基づく日本への看護師・介護福祉士の受け入れ」と、「移住者と創る多文化共生」とは相いれず、この事業は、多文化の共生とはほど遠い制度設計になっていると問題提起され、今後どのようにしていけば良いのか、課題を挙げました。

経済連携協定(EPA)

この受け入れは、二国間(例:日本とインドネシア、日本とフィリピン)の経済連携協定(EPA)に基づいています。EPAとは、物品の関税やその他の制限的通商規則、サービス貿易の障壁の撤廃をはじめ、投資、人の移動の自由化、協力の促進など広い分野を対象としており、当該国の経済的利益の拡大を目的としています。フィリピンとは2006年9月に署名し、インドネシアとは07年8月に署名しました。

受け入れの内容とは

受け入れの内容として、以下のことが定められています。

- ・最初の2年間は、両国からそれぞれ看護師400人、介護福祉士600人を最大限に「候補者」として受け入れる。
- ・来日直後の半年間は、日本語研修と看護・介護導入研修などを集団で受ける。
- ・研修後、看護師は病院へ、介護福祉士は介護施設に分散され、「働きながらの研修」を通じて知識や技術を習得し、日本の国家資格の取得を目指す。

* 送り出すインドネシアとフィリピン側、受け入れる日本側共に、政府機関が関与しています。

応募するための条件

フィリピンの看護師の場合、フィリピンの看護資格を持ち、最低3年間の実務経験を有することが条件です。介護福祉士は、フィリピン政府が認定した介護士であることに加え「4年制大学卒業者」または「看

護大学卒業者」という要件が求められています。

インドネシアは、看護師が2年の実務経験と「看護学校卒業者」であることが応募の条件となっています。実務経験が2年なのは、フィリピンよりも学校教育の年数が多いという理由に基づき、日本政府が判断しました。

いずれも、看護師が3年以内、介護福祉士は4年以内に日本語による国家試験に合格しなければ帰国という厳しい条件がつけられています。

フィリピンで反発

この協定に対し、フィリピン看護師協会は反発をしました。それは、日本で仕事をしようとするフィリピン人看護師にとって、「不利益が利益よりもはるかに多い」、つまり、短期間での国家試験の合格といった「高いハードル」、フィリピンの看護師は米国や英国など世界各地で活躍しているのにも関わらず「評価されない資格」だったことからでした。また、外国の送り出し実績がほとんどないインドネシアの看護師よりも長い経験年数を課せられることも、フィリピン人の看護師のプライドを傷つけたのでした。そのため、日比経済連携協定は、06年12月に日本の国会で承認されましたが、フィリピン上院の承認は08年10月のことでした。

受け入れる側の、日本の考え

この受け入れに対して、当初日本看護協会は反対をしました。その理由として日本も看護師不足で労働条件が厳しい中、海外から労働者がくることで、ますます条件が悪くなるのではという否定的な影響を懸念したことが背景にあるようです。そこで、日本看護協会と厚生労働省は以下の4条件で合意した形となりました。

- 日本の看護師国家試験を受験して看護師免許を取得する
- 安全な看護ケアが実施できるだけの日本語の能力を有する
- 日本人看護師と同等以上の条件で雇用する
- 看護師免許の相互承認は認めない

このような厳しい条件下のもとで受け入れが始まりました。08年にインドネシアから、その一年後フィリピンから来日しましたが、今まで看護師国家試験に合格したのは、インドネシア人が2人、フィリピン人が1人とわずか3人です。介護福祉士は、日本で実務経験3年が必要なため、受験のチャンスは1回のみです。国家試験の受験を待たずして、すでに20人以上が中途帰国しているようです。合格への希望が持てないのでしょうか。そうした事態を受けて、インドネシア・フィリピン政府はいずれも、日本政府に経済連携協定（EPA）を見直すよう訴えています。それに対し、岡田外務大臣は見直しを約束しています。

藤本講師は、今後、日本が人権を尊重した、多文化が共生できる国になるために、まず社会的基盤を整備すること、つまり外国人労働者の人権を保障する法整備が必要であること、そしてそれを総合的な移民政策に繋げていくことの必要性を強調しました。

今後私たちが、他の文化を持つ人と共に暮らしていくために、どのようなことが求められているのかを考えるきっかけになったのではないのでしょうか。